

【質問・回答】

【案件名】 事務用ノートパソコン 65 台リース

Q1	本件の調達のご教示下さい。(例 増設のための新規導入、●年程度使用した既存物件の入替)
A1	当該物件は、既存物件14台の入替と、増設のため新規導入51台分となります。既存物件は、平成31年(2019年)4月から使用し、令和6年(2024年)3月で5年使用しています。
Q2	告示書等において、「契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削減又は減額があった場合には、契約を解錠することがある。」との記載がございますが、契約解除となった場合、損害賠償の協議をしていただけますでしょうか。また、これまで契約解除に至った契約はございますでしょうか。
A2	本契約において、予算の削減又は減額があった場合の契約解除に伴う損害賠償の支払いは想定しておりません。そのため損害賠償の支払いに伴う協議についても応じる予定はございません。 なお、予算の削減又は減額に伴い契約解除に至った事例はございません。
Q3	半導体部品不足等の社会情勢の影響による納期遅延等、不測の事態により納期遅延となった場合、指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますでしょうか。
A3	契約規程第33条のとおり、天災その他不可抗力により遅延が生じる可能性がある場合は、直ちにその理由を示していただくことで、契約期間の変更等について協議させていただきます。なお、そのような理由での納期遅延等につきましては、損害賠償請求等のペナルティーは発生しません。

Q4 リース期間満了後の機器撤去に関しまして、システムダウン等のリスク回避のため、抜線及び取り外し、1か所集約については貴社実施の認識でよろしいでしょうか

A4 そのとおりです。機器撤去については、公社で保守管理を委託している業者が対応するため、リース会社は、機器の回収をお願いします。

Q5 リース期間満了後のデータ消去に関しまして、当社指定場所での実施でよろしいでしょうか。また、データ消去証明書が必要な場合、満了後に費用をお支払いいただくというご認識でよろしいでしょうか

A5 そのとおりです。データ消去についてはリース会社で実施させていただきます。ただし、データ消去証明書については、リース契約終了後、必要な場合のみ別途費用をお支払いいたします。

2024.02.05